

1 法人県民税等に関する調

(1) 法人県民税額等

区 分			確 定 法 人 税 割 額					確定法人税割額に対応する前 年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間 申告額		
			事 業 年 度 数			税 額			事 業 年 度 数	税 額 (千円) ③	事 業 年 度 数	税 額 (千円) ④
			確定申告の あったもの	うち決定 したもの	確定申告の ないもの	確定申告の あったもの (千円) ①	うち決定 したもの (千円)	確定申告の ないもの (千円) ②				
普 通 法 人	分 割 法 人	本県本店分	610	0	0	375,880	0	0	232	176,051	229	128,029
		うち連結分	15	0	0	51,529	0	0	12	26,257	11	18,057
	他 県 本 店 分	他県本店分	3,019	0	5	1,108,730	0	255	1,693	469,282	1,757	429,818
		うち連結分	240	0	2	101,110	0	50	187	50,021	222	67,134
	県 内 法 人	県内法人	17,977	55	1	764,545	0	10	2,973	275,712	2,959	275,735
		うち連結分	57	0	0	120,349	0	0	35	60,721	40	59,650
	計 A	計 A	21,606	55	6	2,249,155	0	265	4,898	921,045	4,945	833,582
		うち連結分	312	0	2	272,988	0	50	234	136,999	273	144,841
	特 別 法 人 B	特別法人 B	772	1	0	73,850	0	0	0	0	0	0
		うち連結分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 益 法 人 等 C	公益法人等 C	467	0	0	11,197	0	0	0	0	0	0	
寮等のみを有する法人 D	寮等のみを有する法人 D											
人 格 な き 社 団 等 E	人格なき団体等 E	220	0	0	376	0	0	0	0	0	0	
清 算 法 人 F	清算法人 F	335	0	0	249	0	0	8	115	0	0	
特 定 信 託 G	特定信託 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法 人 課 税 信 託 H	法人課税信託 H											
合 計 A+B+C+D+E+F+G+H	合計 A+B+C+D+E+F+G+H	23,400	56	6	2,334,827	0	265	4,906	921,160	4,945	833,582	
	うち連結分	312	0	2	272,988	0	50	234	136,999	273	144,841	

区 分			確定申告期限が翌年度となる見込納付額		既還付請求 利子割額が 過大である 場合の納付 額 (千円) ⑥	中間納付額の 歳出還付額		現 事 業 分 年 度 調 定 額 (千円) ⑧ ①+②-③+④ +⑤+⑥+⑦	過 年 調 定 額 業 分 額 (千円) ⑨	法人税割 調 定 額 (千円) ⑩ ⑧+⑨
			事 業 年 度 数	税 額 (千円) ⑤		前年度に 収入した もの (千円) ⑦	当該年度 に収入し たもの (千円)			
普 通 法 人	分 割	本県本店分	0	0	0	21,389	0	349,247	4,912	354,159
		うち連結分	0	0	0	3,671	0	47,000	0	47,000
	法 人	他県本店分	0	0	0	27,960	0	1,097,481	20,580	1,118,061
		うち連結分	0	0	0	2,106	0	120,379	5,651	126,030
	法 人	県 内 法 人	0	0	0	39,695	0	804,273	16,626	820,899
		うち連結分	0	0	0	636	0	119,914	1,593	121,507
	人	計 A	0	0	0	89,044	0	2,251,001	42,118	2,293,119
		うち連結分	0	0	0	6,413	0	287,293	7,244	294,537
	特 別 法 人 B		0	0	0	0		73,850	1,130	74,980
	うち連結分		0	0	0	0		0	0	0
	公 益 法 人 等 C		0	0	0	0		11,197	77	11,274
	寮等のみを有する法人D									
	人 格 な き 社 団 等 E		0	0	0	0		376	8	384
	清 算 法 人 F		0	0	0	57		191	58	249
特 定 信 託 G		0	0	0	0	0	0	0	0	
法 人 課 税 信 託 H							0		0	
合 計 A+B+C+D+E+F+G+H		0	0	0	89,101	0	2,336,615	43,391	2,380,006	
うち連結分		0	0	0	6,413	0	287,293	7,244	294,537	

区 分			均 等 割							合 計 (千円) ⑩ + ⑪	
			納 税 義 務 者 数					調 定 額 (千円)			
			総 数	資 本 金 等 の 額					⑪ うち超過課税 相当額 (千円)		
				50億円超	10億円超 50億円以下	1億円超 10億円以下	1,000万円超 1億円以下	左記以外			
普 通 法 人	分 割	本県本店分	604	5	10	45	242	302	33,495		387,654
		うち連結分	15	1	2	6	4	2	2,865		49,865
	法 人	他県本店分	2,993	473	299	572	917	732	739,438		1,857,499
		うち連結分	235	98	37	62	17	21	125,297		251,327
	法 人	県 内 法 人	17,816	2	12	126	2,508	15,168	455,241		1,276,140
		うち連結分	56	0	3	16	21	16	4,971		126,478
	人	計 A	21,413	480	321	743	3,667	16,202	1,228,174	0	3,521,293
		うち連結分	306	99	42	84	42	39	133,133	0	427,670
	特 別 法 人 B		770	12	21	51	164	522	46,456		121,436
	うち連結分		0	0	0	0	0	0	0		0
公 益 法 人 等 C		463	3	0	0	0	460	11,606		22,880	
寮等のみを有する法人D		2	0	0	1	0	1	139		139	
人 格 な き 社 団 等 E		219	0	0	0	0	219	4,527		4,911	
清 算 法 人 F		132	0	0	1	14	117	4,291		4,540	
特 定 信 託 G										0	
法 人 課 税 信 託 H										0	
合 計 A+B+C+D+E+F+G+H		22,999	495	342	796	3,845	17,521	1,295,193	0	3,675,199	
うち連結分		306	99	42	84	42	39	133,133	0	427,670	

区 分		うち当該年度に均等割に充当した利子割額 (千円) ⑫	⑫の件数	当該年度に発生した歳出還付額 (千円) ⑬	うち利子割にかかる額 (千円) ⑭	⑭の件数	
普 通 法 人	分 割 法 人	本県本店分					
		うち連結分					
	他 県 本 店 分	うち連結分					
		計 A	0	0	5,085	1	1
	県 内 法 人	うち連結分	0	0	876	0	0
		うち連結分					
	特 別 法 人 B						
	うち連結分						
	公 益 法 人 等 C						
	寮等のみを有する法人D						
人 格 な き 社 団 等 E							
清 算 法 人 F							
特 定 信 託 G							
法 人 課 税 信 託 H							
合 計 A+B+C+D+E+F+G+H				5,085	1	1	
うち連結分				876	0	0	

- (注) 1 「確定法人税割額」欄には、現事業年度分（平成31年2月1日から令和2年1月31日までの間に終了する事業年度分をいう。）に係る事業年度数及び確定申告税額（修正申告、更正・決定並びに確定申告及び決定のない中間申告額（既還付請求利子割額が過大である場合の納付額を除く。）を含む。）について記載した。なお、「確定法人税割額」欄のうち、「事業年度数」欄の「うち決定したもの」欄には、決定により納付した法人の事業年度数を内書し、「事業年度数」欄の「確定申告のないもの」欄には、確定申告及び決定のない中間申告分の法人の事業年度数を外書した。「税額」欄についても同様である。
- 2 「事業年度数」欄には、1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上し、「確定法人税割額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件と計上した。なお、欠損法人等納付すべき税額が発生しないものについても計上した。
- 3 「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」欄は、現事業年度分に係る額を記載した。
- 4 「中間納付額の歳出還付額」欄には、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。
- 5 「均等割」欄のうち「納税義務者数」欄には、令和元年度中に現事業年度分として確定申告した者及び決定した者の合計により記載したが、当該事業年度中、同一法人において2以上の事業年度分の確定申告又は決定が行われた場合は、これらを通じて1とした。
- 6 「特別法人」とは、法人税法別表第3に掲げる法人等をいうものである。
- 7 「普通法人」、「特別法人」及び「合計」の行のうち「うち連結分」の各欄には、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。）の各連結事業年度の個別帰属法人税額（法第23条第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。）を課税標準とする県民税について内書した。この場合において、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。
- 8 「公益法人等」とは、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人をいうものである。
- 9 「清算法人」の予納申告は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(2) 業種別及び分割基準別

区分		法人税割額									
		本 県 本 店 分				他 県 本 店 分				小 計	
		法人数	事業年度数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ① (千円)	法人税割額 ② (千円)	法人数	事業年度数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ③ (千円)	法人税割額 ④ (千円)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+③ ⑤ (千円)	法人税割額 ②+④ ⑥ (千円)
電気供給業	資本金1億円以上の法人	0	0	0	0	7	7	752,784	21,598	752,784	21,598
	資本金1億円未満の法人	4	4	4,935	158	2	2	491	16	5,426	174
ガス供給業		0	0	0	0	1	1	24,997	1,092	24,997	1,092
生命保険業		0	0	0	0	20	20	2,952,914	117,455	2,952,914	117,455
損害保険業		0	0	0	0	10	10	1,119,781	48,273	1,119,781	48,273
少額短期保険業										0	0
貿易保険業										0	0
倉庫業		3	3	0	0	5	5	4,595	179	4,595	179
鉄道事業・軌道事業		1	1	15,797	624	4	4	1,057,908	39,399	1,073,705	40,023
銀行業		2	2	450,343	6,435	10	10	3,008,190	100,442	3,458,533	106,877
証券業		0	0	0	0	3	3	91,441	2,103	91,441	2,103
製造業	資本金1億円以上の法人	17	17	2,127,269	72,365	354	355	3,322,983	146,586	5,450,252	218,951
	資本金1億円未満の法人	74	74	762,305	18,722	247	248	658,002	20,786	1,420,307	39,508
建設業	資本金1億円以上の法人	3	3	65,461	3,596	153	153	1,911,298	95,920	1,976,759	99,516
	資本金1億円未満の法人	95	95	870,589	36,576	154	155	881,754	18,682	1,752,343	55,258
運輸・通信業	資本金1億円以上の法人	3	3	39,864	1,427	54	54	819,462	30,821	859,326	32,248
	資本金1億円未満の法人	38	38	163,464	7,146	97	98	258,885	11,349	422,349	18,495
卸売・小売業、飲食店業	資本金1億円以上の法人	16	16	1,389,329	56,870	390	394	4,636,843	197,558	6,026,172	254,428
	資本金1億円未満の法人	176	182	1,759,247	72,227	597	598	1,152,209	48,168	2,911,456	120,395
その他の金融・保険業	資本金1億円以上の法人	1	2	253	2	21	21	296,849	10,088	297,102	10,090
	資本金1億円未満の法人	1	1	0	0	21	21	7,754	288	7,754	288
不動産業	資本金1億円以上の法人	0	0	0	0	28	28	535,649	23,812	535,649	23,812
	資本金1億円未満の法人	16	16	125,324	5,167	28	28	58,503	2,404	183,827	7,571
サービス業	資本金1億円以上の法人	8	9	627,230	27,138	235	239	1,410,023	119,937	2,037,253	147,075
	資本金1億円未満の法人	128	129	965,049	42,966	535	535	1,436,186	56,313	2,401,235	99,279
上記以外の事業	資本金1億円以上の法人	1	1	106,095	2,122	10	10	87,858	3,850	193,953	5,972
	資本金1億円未満の法人	14	14	14,801	618	20	20	23,463	942	38,264	1,560
合 計		601	610	9,487,355	354,159	3,006	3,019	26,510,822	1,118,061	35,998,177	1,472,220

区分	県内法人				合計		
	法人数	事業年度数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ⑦ (千円)	法人税割額 ⑧ (千円)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ⑤+⑦ ⑨ (千円)	法人税割額 ⑥+⑧ ⑩ (千円)	
電気供給業	資本金1億円以上の法人	8	9	834,900	34,529	1,587,684	56,127
	資本金1億円未満の法人	107	108	452,982	18,157	458,408	18,331
ガス供給業		6	6	43,758	1,718	68,755	2,810
生命保険業		0	0	0	0	2,952,914	117,455
損害保険業		0	0	0	0	1,119,781	48,273
少額短期保険業						0	0
貿易保険業						0	0
倉庫業		24	24	171,695	7,120	176,290	7,299
鉄道事業・軌道事業		3	3	11,662	444	1,085,367	40,467
銀行業		0	0	0	0	3,458,533	106,877
証券業		2	2	0	0	91,441	2,103
製造業	資本金1億円以上の法人	24	24	1,208,297	51,096	6,658,549	270,047
	資本金1億円未満の法人	1,401	1,413	2,195,643	89,769	3,615,950	129,277
建設業	資本金1億円以上の法人	4	4	102,281	4,904	2,079,040	104,420
	資本金1億円未満の法人	4,093	4,116	4,805,368	194,174	6,557,711	249,432
運輸・通信業	資本金1億円以上の法人	6	6	173,912	7,485	1,033,238	39,733
	資本金1億円未満の法人	676	680	617,007	25,158	1,039,356	43,653
卸売・小売業、飲食店業	資本金1億円以上の法人	15	15	152,577	6,679	6,178,749	261,107
	資本金1億円未満の法人	4,946	4,979	3,550,020	141,010	6,461,476	261,405
その他の金融・保険業	資本金1億円以上の法人	4	4	40,232	1,940	337,334	12,030
	資本金1億円未満の法人	291	298	151,969	5,582	159,723	5,870
不動産業	資本金1億円以上の法人	7	7	72,517	2,531	608,166	26,343
	資本金1億円未満の法人	1,322	1,327	878,243	33,318	1,062,070	40,889
サービス業	資本金1億円以上の法人	36	36	156,766	19,796	2,194,019	166,871
	資本金1億円未満の法人	4,163	4,184	3,631,096	136,049	6,032,331	235,328
上記以外の事業	資本金1億円以上の法人	3	4	285,132	13,290	479,085	19,262
	資本金1億円未満の法人	725	728	710,627	26,150	748,891	27,710
合計		17,866	17,977	20,246,684	820,899	56,244,861	2,293,119

- (注) 1 令和元年度において調定した普通法人(清算法人を除く。)について記載し、連結申告法人にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。
- 2 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、令和元年度において確定した法人税割額(中間申告に係る税額を除く。)に対応する法人税額又は個別帰属法人税額のうち現事業年度分について記載した。
- 3 「法人数」及び「事業年度数」欄には、令和元年度において確定申告又は決定を行った法人(欠損法人を含む。)のうち現事業年度分について記載した。
- 4 「法人税割額」欄には、令和元年度において調定した法人税割額(現事業年度分及び過事業年度分の合計額をいう。)を記載した。
- 5 業種等の区分にあたっては、電気供給業から製造業までは法人事業税の分割基準における業種等により区分し、建設業以降については、日本標準産業分類の大分類により区分した。また、「資本金1億円以上の法人」とは、事業年度末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人をいい、「その他の金融・保険業」とは、銀行業、証券業、保険業以外の金融・保険業をいうものである。

(3) 資本金別法人税割額等（普通法人分）

区 分 資 本 金 別	法 人 数	う ち 連 結 申 告 法 人 数	課税標準となる 法人税額又は 個別帰属法人税額	う ち 連 結 申 告 法 人 に 係 る 個 別 帰 属 法 人 税 額	算出法人税割額	道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 額 税 額 控 除 額	外国関係会社等に 係る控除対象所得 税額等相当額又は 個別控除対象所得 税額等相当額の控 除 額	外国税額控除額	仮装経理に 基づく控除額	利子割額の 控 除 額
			千円	千円	千円①	千円②	千円③	千円④	千円⑤	千円⑥
300 万 円 未 満	2,649	0	809,101	0	37,888			0	0	0
300 万 円 以 上 1,000 万 円 未 満	9,782	3	3,872,901	713	129,804	500		0	0	0
1,000 万 円	3,079	13	3,886,314	65,536	158,137	19		18	0	0
1,000 万 円 超 5,000 万 円 未 満	2,398	17	9,348,022	843,866	379,717	157		202	0	0
5,000 万 円 以 上 1 億 円 未 満	395	17	4,807,477	726,961	243,397	109		114	67	0
1 億 円	71	5	2,342,135	735,898	243,921	4		57	131	0
1 億 円 超 10 億 円 未 満	79	13	3,691,673	1,770,511	227,139	10		368	0	0
10 億 円	0	0	0	0	21,735	42		0	0	0
10 億 円 超 50 億 円 未 満	11	2	3,241,283	1,142,146	183,549	109		316	0	0
50 億 円	0	0	0	0	7,068			1	0	0
50 億 円 超 100 億 円 未 満	0	0	0	0	107,236	79		1,862	13	0
100 億 円 以 上	3	1	1,646,176	111,062	468,498	58		2,898	0	0
保 険 業 法 に 規 定 す る 相 互 会 社	0	0	0	0	48,443			243	0	0
合 計	18,467	71	33,645,082	5,396,693	2,256,532	1,087	0	6,079	211	0
内 訳	県 内 法 人	17,866	56	20,575,960	3,025,732	765,308	660	103	0	
	分 割 法 人	601	15	13,069,122	2,370,961	1,491,224	427	5,976	211	

区分 資本金別	租税条約の 実施に係る 控除額 千円⑦	差引法人税割額			
		①-②-③-④-⑤- ⑥ - ⑦ 千円	うち連結分 千円	うち超過課税 相当額 千円	うち連結分 千円
300万円未満	0	37,888	0	3,275	0
300万円以上1,000万円未満	0	129,304	443	8,331	84
1,000万円	0	158,100	5,520	20,526	961
1,000万円超5,000万円未満	0	379,358	42,054	61,525	8,478
5,000万円以上1億円未満	0	243,107	32,922	45,916	6,523
1億円	0	243,729	27,169	48,504	5,434
1億円超10億円未満	0	226,761	84,113	45,352	16,827
10億円	0	21,693	4,953	4,338	991
10億円超50億円未満	0	183,124	19,479	36,625	3,896
50億円	0	7,067	2,090	1,413	418
50億円超100億円未満	0	105,282	5,812	21,057	1,162
100億円以上	0	465,542	34,959	92,939	6,992
保険業法に規定する相互会社	0	48,200	13,474	9,640	2,695
合計	0	2,249,155	272,988	399,441	54,461
内訳	県内法人	0	764,545	120,349	
	分割法人	0	1,484,610	152,639	

- (注) 1 平成31年2月1日から令和2年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人（清算法人を除く。）について記載した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
 - 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
 - 4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書した。
 - 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
 - 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
 - 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
 - 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
 - 9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。
 - 10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 - 11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。
 - 12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 - 13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定により控除した額を記載した。
 - 14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(4) 資本金別法人税割額等（全法人対象分）

区 分 資 本 金 別	法 人 数	う ち 連 結 申 告 法 人 数	課税標準となる 法人税額又は 個別帰属法人税額	う ち 連 結 申 告 法 人 に 係 る 個 別 帰 属 法 人 税 額	算出法人税割額 千円①	道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 額 税 額 控 除 額 千円②	外国関係会社等に 係る控除対象所得 税額等相当額又は 個別控除対象所得 税額等相当額の控 除 額 千円③	外国税額控除額 千円④	仮装経理に 基づく控除額 千円⑤	利子割額の 控 除 額 千円⑥
			千円	千円			千円③			
300 万 円 未 満	3,600	0	1,069,089	0	50,901			0	1	0
300万円以上1,000万円未満	9,968	3	3,918,931	713	131,419	500		0	0	0
1,000 万 円	3,089	13	3,896,907	65,536	158,557	19		18	0	0
1,000万円超5,000万円未満	2,532	17	9,435,909	843,866	382,453	157		203	0	0
5,000万円以上1億円未満	431	17	4,882,617	726,961	246,203	109		114	67	0
1 億 円	73	5	2,452,651	735,898	243,952	4		57	131	0
1億円超10億円未満	129	13	3,836,310	1,770,511	233,993	10		368	0	0
10 億 円	0	0	0	0	21,735	43		0	0	0
10億円超50億円未満	27	2	3,634,798	1,142,146	199,560	109		316	0	0
50 億 円	0	0	0	0	7,068				0	0
50億円超100億円未満	4	0	185,710	0	118,558	79		1,862	12	0
100 億 円 以 上	3	1	1,646,176	111,062	508,196	58		11,980	0	0
保険業法に規定する相互会社	0	0	0	0	48,443	0		243	0	0
合 計	19,856	71	34,959,098	5,396,693	2,351,038	1,088	0	15,161	211	0
内 訳	県 内 法 人	19,244	56	21,700,632	3,025,732	808,687	660	103	0	
	分 割 法 人	612	15	13,258,466	2,370,961	1,542,351	428	15,058	211	

区分 資本金別	租税条約の 実施に係る 控除額 千円⑦	差引法人税割額			
		①-②-③-④-⑤- ⑥-⑦	うち連結分 千円	うち超過課税 相当額 千円	うち連結分 千円
300万円未満	0	50,900	0	5,142	0
300万円以上1,000万円未満	0	130,919	443	8,496	84
1,000万円	0	158,520	5,520	20,607	961
1,000万円超5,000万円未満	0	382,093	42,054	61,791	8,478
5,000万円以上1億円未満	0	245,913	32,922	46,403	6,523
1億円	0	243,760	27,169	48,504	5,434
1億円超10億円未満	0	233,615	84,135	46,723	16,827
10億円	0	21,692	4,953	4,338	991
10億円超50億円未満	0	199,135	19,479	39,827	3,896
50億円	0	7,068	2,090	1,414	418
50億円超100億円未満	0	116,605	5,812	23,321	1,162
100億円以上	0	496,158	34,959	100,284	6,992
保険業法に規定する相互会社	0	48,200	13,474	9,640	2,695
合計	0	2,334,578	273,010	416,490	54,461
内 訳	県内法人	0	807,924	120,371	
	分割法人	0	1,526,654	152,639	

- (注) 1 平成31年2月1日から令和2年1月31日までの間に事業年度が終了した法人（清算法人を除く。）について記載した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
- 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
- 4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書した。
- 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
- 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
- 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
- 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
- 9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。
- 10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
- 11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。
- 12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
- 13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定により控除した額を記載した。
- 14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(5) 利子割額

種 類		税 額 (千円)	課 税 支 払 額 (千円)	非 課 税 支 払 額 (千円)	左 の う ち 非 居 住 者 に 係 る 額 (千円)	納 入 申 告 書 数 (枚)
公 社 債 利 子 等	特定公社債以外の公社債の利子	111	2,230	216		
	銀行預金利子	81,626	1,655,683	113,447	1	
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	36,252	738,065	117,853		
	勤務先預金等の利子	55,484	1,110,318	749		
	合同運用信託の収益の分配					
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配					
	郵便貯金利子	2	89			
	国外一般公社債等の利子等					
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	799	15,972	1,607		
私 募 公 社 債 等	の運用 私募公社債等運用投資信託の収益の分配					
	の分配 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配					
	等 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配					
金 融 類 似 商 品	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	2,893	57,958			
	定期積金の給付補てん金	2,559	52,935			
	掛金の給付補てん金					
	抵当証券の利息					
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益					
	外貨建預貯金等の為替差益					
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	1,564	31,540			
小 計	7,016	142,433	25			
そ の 他						
合 計		181,290	3,664,790	233,897	1	4,854

(注) 1 令和元年度に調定したものについて、利子等の種類別に記載した。

2 「非課税支払額」欄には、法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等のほか、利子割が課されないものについて記載した。

3 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(6) 利子割の特別徴収義務者等

(単位:人、件)

区 分	特別徴収義務者数	営 業 所 数
銀 行 等	9	193
信 用 金 庫 等	7	112
農 林 中 央 金 庫 等	15	88
証 券 会 社	4	5
保 険 会 社 等	20	42
社 内 預 金 実 施 企 業	24	39
そ の 他 の 金 融 機 関 等	49	50
合 計	128	529

(注) 1 令和2年3月31日現在における利子割の特別徴収義務者数及びその営業所等の数について記載した。

2 「銀行等」とは、日本銀行、都市銀行、外為専門銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、ゆうちょ銀行及び外国銀行をいうものである。

3 「信用金庫等」とは、信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用共同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会及び労働金庫をいうものである。

4 「農林中央金庫等」とは、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会をいうものである。

5 「保険会社等」とは、生命保険会社及び損害保険会社をいうものである。

6 「その他の金融機関等」とは、上記2～5及び証券会社、社内預金実施企業以外の金融機関等をいうものである。

7 「営業所数」欄には、法第24条第8項に規定する営業所等のうち実際に特別徴収の事務を行うものの数を記載した。

(7) 配当割

種 類	税 額 (千円)	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数 (枚)
		課 税 分 (千円)	還 付 税 額 (千円)	非 課 税 等 分 (千円)	
上 場 株 式 等 の 配 当 等	161,472	3,217,585		2,590,301	
投資信託でその設定に係る受益権の募集が 公募により行われたものの収益の配分	9,525	190,717		2,658,052	
特定投資法人の投資口の配当等					
特定目的信託の社債的受益証券の剰余金の 配分のうち公募のもの					
特定公社債の利子・特定口座外の 割引債の償還金	4,454	89,128		301,600	
源泉徴収選択口座内配当等	261,771	6,582,231	1,343,283	3,403,474	
合 計	437,222	10,079,661	1,343,283	8,953,427	6,170

- (注) 1 令和元年度に調定したものについて、配当割の種類別に記載した。
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の8様式の「課税」欄及び第12号の14様式の「課税」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 3 「支払金額」のうち「還付税額」欄には、第12号の14様式の「還付税額」欄の額を記載した。
 4 「支払金額」のうち、「非課税等分」欄には、第12号の8様式の「非課税等」欄及び第12号の14様式の「非課税等」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 5 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(8) 株式等譲渡所得割

種 類	税 額 (千円)	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数 (枚)
		課 税 分 (千円)	還 付 税 額 分 (千円)	非 課 税 等 分 (千円)	
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得	242,860	4,857,694	1,803,068	0	223

(注) 1 令和元年度に調定したものについて記載した。

2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の11様式の「課税(11)」欄の「支払金額」の項の額を記載した。

3 「支払金額」のうち「還付税額分」欄には、法第71条の51第3項の規定により還付した額に対応する支払金額（第12号の11様式の「還付税額(12)」欄の「支払金額」の項の額）を記載した。

4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の11様式の「非課税等(13)」欄の支払金額の項の額を記載した。

5 「納入申告書数」欄には、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で記載した。